

ご遺族の方へ

深谷市 おくやみハンドブック



ご遺族の方へ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

深谷市では、亡くなられた方に関する市役所での手続きと
市役所以外の主な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成
いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

深谷市

もくじ

身近な人が亡くなられた後の手続き等の流れ(目安)	P.02
市役所での手続きチェックリスト	P.03
市役所での手続き	P.05
市役所以外での手続き(参考)	P.16
その他の主な手続き	P.17
相続に関する手続き	P.19
ご遺族メモ	P.21

身近な人が亡くなられた後の手続き等の流れ(目安)

※ここに記載の葬儀・法要は、あくまでも一例であり、宗教や宗派、風習等によって異なります。

	葬儀・法要	届出・手続	税 金
3 カ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金等の手続 ○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認	
4 カ月以内			○所得税の準確定申告 (20ページ参照)
10 カ月以内		○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議 (19ページ参照)	○相続税の申告 (20ページ参照)
1 年以内	○一周忌		

市役所での手続きチェックリスト

※一部市役所以外の手続きも含まれています。

区分	亡くなられた方について	該当	手続き内容	受付窓口	参照ページ
死亡届 火葬許可	これから死亡届を行うとき	☐	・死亡届、火葬許可・火葬場利用許可申請をしてください	市民課	P.05
住民 登録等	3人以上世帯の世帯主だった方	☐	・世帯主変更の手続きをしてください	市民課	P.05
	印鑑登録をされていた方	☐	・印鑑登録証の返却の必要はありません	市民課	P.05
	住民基本台帳カードをお持ちだった方	☐	・住民基本台帳カードの返却の必要はありません		
	マイナンバーカード、マイナンバー通知カードをお持ちだった方	☐	マイナンバーカード、マイナンバー通知カードの返却の必要はありません		
	外国籍の方	☐	特別永住者証明書、在留カードの返納手続き等が必要です	東京出入国在留管理局 さいたま出張所	P.06
健康保険	国民健康保険の被保険者だった方	☐	・資格確認書等をお返しく ・葬祭費等の手続きをしてください	保険年金課 岡部市民生活課 川本市民生活課 花園市民生活課	P.07 } P.08
	後期高齢者医療の被保険者だった方	☐	・資格確認書等をお返しく ・葬祭費等の手続きをしてください		
公的年金	国民年金被保険者、年金を受給していた方	☐	・亡くなられた方の加入状況に応じて手続きが異なりますので、お問い合わせください	熊谷年金事務所 保険年金課	P.08
共済年金	共済年金を受給していた方	☐	・給付手続きがあります 各共済組合へお問い合わせください	各共済組合	—
高齢者福祉・ 介護保険	高齢者の福祉サービスを受けていた方 (配食・緊急通報・福祉タクシー券・ねたきり 高齢者等移動支援・おむつサービス等)	☐	・喪失の手続きをしてください	長寿福祉課	P.09
	介護保険証被保険者証等をお持ちだった方	☐	・介護保険被保険者証等をお返しく		
	高額介護サービス費や介護保険等 自己負担額助成金を受給されていた方	☐	・振込先の変更手続きをしてください		
障害福祉	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちだった方	☐	・手帳をお返しく	障害福祉課	P.10
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方	☐	・手帳をお返しく		
	重度心身障害の医療費助成を受けていた方	☐	・喪失の手続きをしてください		
	自立支援医療(精神通院医療)の受給者証をお持ちだった方	☐	・受給者証をお返しく		
	自立支援医療(更正医療・育成医療)の受給者証をお持ちだった方	☐	・受給者証をお返しく		
	障害福祉サービスを利用していた方	☐	・受給者証をお返しく		
	福祉手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当)を受給していた方	☐	・喪失の手続きをしてください		
	在宅重度心身障害者手当を受給していた方	☐	・喪失の手続きをしてください		
	福祉タクシー券を利用していた方	☐	・喪失の手続きをしてください		
	生活サポートを利用していた方	☐	・利用中止の手続きをしてください		

区分	亡くなられた方について		該当	手続き内容	受付窓口	参照ページ
子育て	児童手当を受給されていた方	受給者が亡くなられた場合	☐	・新しい受給者への変更手続きをしてください	こども青少年課	P.11
		対象児童が亡くなられた場合	☐	・喪失または減額の手続きをしてください		
	こども医療費受給資格証をお持ちだった方	受給者(保護者)が亡くなられた場合	☐	・新しい受給者(保護者)への変更の手続きをしてください		
		対象児童が亡くなられた場合	☐	・受給資格証をお返しください		
	(特別)児童扶養手当を受給されていた方		☐	・こども青少年課へお問い合わせください		
	ひとり親家庭等医療費を受給されていた方		☐	・こども青少年課へお問い合わせください		
	中学生以下のお子さんを養育されている方		☐	・こども青少年課へお問い合わせください		
	保育園等・公立学童保育室に入園・入室する児童またはその保護者が亡くなられた場合		☐	・保育課へお問い合わせください	保育課	P.12
税金	市税等に未納または還付がある場合		☐	・納税または還付手続きをしてください	収税課	P.12
	原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター等)を所有していた方		☐	・廃車や所有者変更の手続きをしてください	市民税課	P.13
	土地・家屋を所有していた方		☐	・相続人の方は現所有者の申告をお願いします ※土地・家屋の相続登記については法務局へお問い合わせください ☎ 048-524-8805	資産税課	
住宅	住宅を所有していた方(空き家となる場合)		☐	・自治振興課へお問い合わせください	自治振興課	P.13
農地(農業)	農地を所有していた方		☐	・農業委員会事務局へお問い合わせください (法務局での相続手続きが済んでから)	農業委員会事務局	P.14
	農業者年金を受給していた、もしくは被保険者だった方		☐	・死亡の届出手続きが必要です お問い合わせください	(独)農業者年金基金	P.14
森林	森林を所有していた方		☐	・農業振興課へお問い合わせください (法務局での相続手続きが済んでから)	農業振興課	P.14
市営住宅	市営住宅に入居していた方		☐	・お問い合わせください	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所	P.15
その他	犬の飼い主だった方		☐	・環境衛生課へお問い合わせください	環境衛生課	P.15
	浄化槽の管理者だった方		☐	・環境衛生課へお問い合わせください		
	水道・公共下水道・農業集落排水を使用している家庭で使用名義人だった方		☐	・環境水道部お客様センターへ お問い合わせください	環境水道部 お客様センター	P.15

市役所での手続き

深谷市役所 ☎048-571-1211(代表)

死亡届、火葬許可・火葬場利用許可申請の手続き

※火葬がお済みの場合は、
すでにこの手続きは完了しています。

持ち物

- 死亡届書(医師の死亡診断書又は死体検案書が添付されているもの)

期 限

死亡を知った日から7日以内

問い合わせ・受付窓口

市民課 2番窓口 ☎048-574-6640

世帯主変更の手続き

- ◇亡くなられた方が3人以上世帯の世帯主であった場合、次の世帯主をどなたにされるかお申し出ください。

※単身世帯だった方又は2人世帯だった方の場合は、この手続きは必要ありません。

持ち物

- 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカード、自動車運転免許証等)

期 限

死亡届出後、早めにお申し出ください。

問い合わせ・受付窓口

市民課 2番窓口 ☎048-574-6640

印鑑登録証について

- ◇返却の必要はありません。

問い合わせ・受付窓口

市民課 2番窓口 ☎048-574-6640

マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、 及び住民基本台帳カードについて

- ◇返却の必要はありません。

今後の各種手続きにおいてマイナンバーが必要になる場合がありますので、状況に応じて保管してください。

問い合わせ・受付窓口

市民課 1番窓口 ☎048-574-6640

外国籍の方の場合

- ◇ 亡くなられた外国籍の方が特別永住者証明書、在留カードをお持ちだった場合は、返納してください。

持ち物

特別永住者証明書、在留カード、死亡がわかる書面の写し

期 限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ・受付窓口

東京出入国在留管理局さいたま出張所 ☎048-851-9671

亡くなられた方の戸籍の取得方法

- ◇ 亡くなられた方の本籍地が深谷市の場合に取得可能です。本庁舎市民課、及び総合支所等にて請求できます。深谷市外に本籍地がある場合は、本籍地の市区町村役場にお問い合わせのうえ、ご請求ください。広域交付を希望される方は、下記受付窓口にお問い合わせください。

請求できる方

- ① 亡くなられた方と同じ戸籍に記載のある方
- ② 配偶者、直系尊属(父母等)、直系卑属(子、孫等)
- ③ 第三者

①、②以外で、自身の権利行使・義務履行のため亡くなられた方の戸籍が必要な方。

この場合、請求理由を詳しく記載していただき、請求が正当なものであることを示す書類を提出していただきます。

持ち物

- 本人確認書類として次のものをお持ちください(AまたはBのどちらか)。
- (A) 請求者本人の顔写真がついているもの…… 1種類
マイナンバーカード、自動車運転免許証、パスポート等の官公庁発行のもの
- (B) 請求者本人の顔写真がついていないもの… 2種類
健康保険証、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、年金手帳等

期 限

なし

問い合わせ・受付窓口

市民課 3番窓口 ☎048-574-6640

国民健康保険の手続き

- ◇ 国民健康保険に加入している方が亡くなられた場合は、資格確認書等をお返してください。
- ◇ 葬祭執行者(喪主)の方は、葬祭費の支給申請ができます。
- ◇ 亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合は、資格確認書等の世帯主変更が必要です。

持ち物

- 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書等
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)
- 同じ世帯の方の国民健康保険資格確認書等(世帯主変更の場合のみ)
- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行ったこと及び葬祭執行者(喪主)氏名を確認できる書類
(会葬礼状または葬祭費用の領収書)
※会葬礼状や葬祭費用の領収書は、原本を確認し、コピーを取ってお返しします。
※葬祭費用の領収書にて氏名が確認できない場合(〇〇家など)は、申立書が必要になります。
- 葬祭執行者(喪主)の預金通帳・印鑑
※振込先が葬祭執行者(喪主)でない場合は、委任状が必要になります。
※公金受取口座を利用する場合は、マイナンバーカードが必要になります。

期 限

【国民健康保険資格確認書等の返還・世帯主変更】早めに手続きをしてください。
【葬祭費の支給申請】葬祭を行った日の翌日から2年以内

問い合わせ・受付窓口

保険年金課 国保給付係	5番窓口	☎048-571-1211(内線2177)
岡部市民生活課		☎048-585-2213
川本市民生活課		☎048-583-2783
花園市民生活課		☎048-584-1121

memo

後期高齢者医療制度の手続き

- ◇ 後期高齢者医療制度に加入している方が亡くなられた場合は、資格確認書等をお返しください。
- ◇ 葬祭執行者(喪主)の方は、葬祭費の支給申請ができます。

持ち物

- 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書等
- 後期高齢者医療葬祭費支給申請書
- 葬祭を行ったこと及び葬祭執行者(喪主)氏名を確認できる書類
(会葬礼状または葬祭費用の領収書)
※会葬礼状や葬祭費用の領収書は、原本を確認し、コピーを取ってお返しします。
- 葬祭執行者(喪主)の印鑑(朱肉を使用するもの)
- 葬祭執行者(喪主)の預金通帳
※振込先が葬祭執行者(喪主)でない場合は、委任状が必要になります。

期 限

- 【資格確認書等の返還】早めに手続きをしてください。
- 【葬祭費の支給申請】葬祭を行った日の翌日から2年以内

問い合わせ・受付窓口等

- | | | |
|--------------|------|----------------------------|
| 保険年金課 高齢者医療係 | 5番窓口 | ☎048-571-1211(内線2178・2183) |
| 岡部市民生活課 | | ☎048-585-2213 |
| 川本市民生活課 | | ☎048-583-2783 |
| 花園市民生活課 | | ☎048-584-1121 |

年金の手続き

- ◇ 年金受給者が死亡したとき
年金を受給されている方が亡くなったときは、『未支給年金』や『遺族年金』等の手続きが必要になることがあります。
- ◇ 年金に加入中または加入されていた方が年金を受給する前に死亡したとき
公的年金制度に加入中または加入されていた方が年金を受給する前に死亡したときは、『遺族年金』や『死亡一時金』等の手続きが必要になることがあります。

持ち物

- 手続きの種類やご遺族の状況等により異なりますので、下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口(予約制です)

- 熊谷年金事務所(予約制)
ねんきんダイヤル(☎ 0570-05-1165)または熊谷年金事務所(☎ 048-522-5012)へ必要事項を確認し、ご予約の上、熊谷年金事務所で手続きをしてください。
- ※お問い合わせの際は、亡くなられた方とそのご遺族の基礎年金番号を必ずご用意ください。
- ※市役所で手続きができる場合がありますので、保険年金課国民年金係(⑤番窓口)または熊谷年金事務所へ確認してください。
- ※共済年金を受給されている方が亡くなったときは、各共済組合にお問い合わせください。

高齢者福祉サービスの手続き

- ◇ 亡くなられた方が下記の高齢者福祉サービスを受けていた場合は、喪失の手続きが必要になります。

- 配食サービス …………… 配食事業者に中止の連絡をし、喪失届を提出してください。
- 緊急通報システム …………… 利用異動届を提出してください。
提出後、機器撤去のため警備会社から連絡があります。
- 福祉タクシー券 …………… 資格喪失届出書を提出し、タクシー券を返還してください。
- ねたきり高齢者等移動支援 …… 異動届を提出し、利用者証を返還してください。
- おむつサービス …………… 異動届を提出してください。

問い合わせ・受付窓口

長寿福祉課 8番窓口 ☎048-574-6645

介護保険の手続き

- ◇ 亡くなられた方が65歳以上または要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証などの返還および相続人代表者指定届の提出が必要です。
- ◇ 高額介護サービス費や介護保険等自己負担額助成金を受給されていた場合は、振込先の変更手続きが必要です。

持ち物

亡くなられた方の

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証(お持ちの方のみ)
- 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方のみ)

【以下は高額介護サービス費や介護保険等自己負担額助成金を受給していた方の場合のみ持参ください】

- 法定相続人(配偶者、子、両親等)の印鑑と預金通帳
- 法定相続人(配偶者、子、両親等)の本人確認ができるもの

期 限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ・受付窓口

長寿福祉課 8番窓口 ☎048-574-8544

memo

.....

.....

.....

.....

各種障害者手帳の手続き

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が、障害福祉サービスを利用していた場合、障害者を対象とした医療費や手当を受給されていた場合は、下記の手続きを早めに行っていただきますようお願いいたします。

手続きが必要な場合	手続き内容	手続きに必要なもの
身体障害者手帳を所有していた・療育手帳を所有していた	手帳の返還手続き	身体障害者手帳または療育手帳 亡くなられた方のマイナンバーがわかるもの ご遺族等の届出人の印鑑(認印)
精神障害者保健福祉手帳を所有していた	手帳の返還手続き	精神障害者保健福祉手帳
重度心身障害の医療費助成を受けていた	受給資格の喪失及び相続人の登録手続き	相続人の印鑑(認印) 重度心身障害者医療費受給者証 相続人の金融機関口座がわかるもの (通帳など)
自立支援医療(精神通院医療)の受給者証を所有していた	受給者証の返還手続き	自立支援医療(精神通院医療)受給者証
自立支援医療(更生医療・育成医療)の受給者証を所有していた	受給者証の返還手続き	自立支援医療(更生医療・育成医療)受給者証
障害福祉サービスを利用していた	受給者証の返還手続き	該当する各種サービス受給者証 障害福祉サービス受給者証 通所受給者証 地域生活支援事業受給者証 障害児(者)生活サポート事業登録利用者票
特別障害者手当、障害児福祉手当または経過的福祉手当を受給していた	受給資格の喪失手続き	配偶者または扶養義務者で受給者の死亡当時生計を同じくしていた者の印鑑(認印)及び金融機関口座がわかるもの(通帳など)
在宅重度心身障害者手当を受給していた	受給資格の喪失手続き	相続人の印鑑(認印) 相続人の金融機関口座がわかるもの(通帳など)
福祉タクシー券を利用していた	タクシー券の資格喪失の手続き	福祉タクシー券
生活サポートを利用していた	利用中止の手続き	生活サポート事業登録利用者票

問い合わせ・受付窓口

障害福祉課 7番窓口 ☎048-571-1011

児童手当等の手続き

18歳以下のお子さんを養育されている方が亡くなられたとき、18歳以下の児童が亡くなられたときには下記の手続きが必要な場合があります。該当の有無について、早めに下記担当へお問い合わせください。

手続きが必要な場合	手続きに必要なもの	期間
児童手当の受給者が亡くなられた	新たに受給者となる方の通帳、本人確認書類	15日以内
児童手当支給対象の児童が亡くなられた	届出人の本人確認書類	早めに
こども医療費の受給者(保護者)が亡くなられた	こども医療費受給資格証、届出人の本人確認書類、新たに受給者となる方の通帳、児童の健康保険証や資格確認書など(加入保険状況のわかるもの)	
こども医療費対象の児童が亡くなられた	こども医療費受給資格証	
(特別)児童扶養手当の受給者が亡くなられた	受給者により必要なものが異なります。お電話でお問い合わせください。	
(特別)児童扶養手当支給対象児童が亡くなられた	受給者の本人確認書類	
ひとり親家庭等医療費の受給者(保護者)が亡くなられた	受給者により必要なものが異なります。お電話でお問い合わせください。	早めに
ひとり親家庭等医療費対象の児童が亡くなられた	ひとり親家庭等医療費受給者証	
中学生以下のお子さんを養育されている方	◇ 交通事故や疾病などで死亡した父、母またはこれに準ずる方に養育されていた児童の保護者に対し、申請月から交通等遺児福祉手当を支給します。(その他資格要件があります。) 申請される方の状況により添付していただく書類が異なりますので、お問い合わせください。 なお、すでに交通等遺児福祉手当を受給されている場合、受給資格者証のご返却及び変更届の手続きをしてください。 持ち物 ● 受給資格者証	

問い合わせ・受付窓口

こども青少年課 6番窓口 ☎048-574-6646

memo

保育園等・公立学童保育室の手続き

手続きが必要な場合	手続きに必要なもの	期間
亡くなられた方が保育園等・公立学童保育室に入園・入室する児童またはその保護者の場合	教育・保育給付認定変更届出書(オンライン申請可) または、学童保育室入室児童異動届 (保育課にありますので、直接保育課窓口へお越しください。)	早めに

問い合わせ・受付窓口

保育課 6番窓口 ☎048-574-8648

市税等の納税・還付手続き

◇ 市県民税、固定資産税等に未納または還付がある場合

- ◆市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(以下「市税等」といいます)の未納がある場合は、相続により納税義務が承継され、相続人の方が納税する必要があります。ただし、相続放棄をした場合は、収税課にご連絡いただくとともに、家庭裁判所が交付(発行)した「相続放棄申述受理証明書」の写しを、収税課に提出してください。

「相続放棄申述受理証明書」に関しては、詳しくはさいたま家庭裁判所熊谷支部(☎048-500-3113)までお問い合わせください。

- ◆市税等に還付がある場合、「相続人代表者指定届」を収税課に提出してください。

亡くなった方の市税等の賦課徴収(還付)に関する書類を代表で受け取る方を指定する届出です。相続人代表者は、あくまで手続き上の代表者であり、相続人代表者にだけ納税等の義務や権利を承継させる届出ではありません。

問い合わせ・受付窓口

収税課 4番窓口 ☎048-574-6639

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター等)の手続き

- ◇ 亡くなられた方が所有していた車両を廃車する場合は標識返納の手続きが、引き続き使用する場合は所有者変更の手続きが必要です。バイク(125cc超)、軽自動車については16ページをご確認ください。

持ち物

- 標識(ナンバープレート)
- 標識交付証明書
- 相続人を確認できる書類 例:戸籍謄本
- 届出者の本人確認ができる書類 例:運転免許証

期 限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ・受付窓口

市民税課 4番窓口 ☎048-574-6637

土地・家屋の手続き

- ◇ 亡くなられた方が土地、家屋を所有していた場合、相続人の方が現所有者の申告手続きを行う必要があります。

持ち物

- 相続人の方は、自身が相続人であるわかる書類 例:戸籍謄本
- 相続人の方は、本人確認ができるもの 例:運転免許証
- 上記に加え、亡くなられた方が市外の方の場合、亡くなられた方の戸籍謄本
※戸籍謄本等は写しでも可能です。

期 限

亡くなられたことを知った日の翌日から、3ヵ月を経過した日までに申告書を提出する必要があります。

問い合わせ・受付窓口

資産税課 4番窓口 ☎048-574-6638

その他

- ・未登記家屋の所有者変更については、相続登記とは別に手続きが必要となります。
- ・土地、家屋の相続登記についてのご相談
さいたま地方法務局熊谷支局 ☎048-524-8805
埼玉県熊谷市筑波3-39-1
- ・相続税についてのご相談
熊谷税務署 ☎048-521-2905
埼玉県熊谷市仲町41

住宅を所有する方について

- ◇ 亡くなられた方が住宅を所有していた場合、他に住む方がいないと空き家となります。空き家となる場合は、適正管理や利活用をお願いしています。

- 空き家の相続や登記、適正管理の相談は、自治振興課へお問い合わせください。
- 空き家を所有している方への情報提供を目的として、緊急連絡先の届出を受け付けています。
空き家の管理状況について、近隣の方等から空き家について相談があった場合等に、市よりご連絡いたします。
遠方へ住んでいる方や、近所の方へ連絡先を伝えていない方等、空き家の管理に不安・心配のある方は、届出をお勧めします。
- 空き家の利活用(空き家バンク)についての相談は、建築住宅課(☎048-574-6655)へお問い合わせください。

問い合わせ・受付窓口

自治振興課 21番窓口 ☎048-574-8597

農地に関する手続き

- ◇ 亡くなられた方が農地を所有していた場合は、手続きが必要です。
市役所での手続きは、法務局での相続登記手続きが済んでからになります。

期 限

相続登記完了後、早めに手続きをしてください。

問い合わせ・受付窓口

農業委員会事務局 24番窓口 ☎048-577-3439

農業者年金の手続き

- ◇ 亡くなられた方が農業者年金を受給していた場合もしくは農業者年金被保険者だった場合は、死亡の届出が必要です。
以下の添付書類を添えて、お近くのJA(農協)へ農業者年金死亡関係届出書を提出してください。

持ち物

- 受給者の場合は農業者年金証書(紛失したときは農業者年金証書紛失届)、被保険者の場合は農業者年金被保険者証
- 亡くなられた方の戸籍(除籍)謄本
- 届出者の戸籍謄本(配偶者の場合を除く)

期 限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ・受付窓口

(独)農業者年金基金 ☎03-3502-3199
※平日(土日祝日を除く。)午前9時から午後5時まで

森林に関する手続きについて

- ◇ 亡くなられた方が森林を所有していた場合は、手続きが必要です。
市役所での手続きは、法務局での相続手続きが済んでからになります。

持ち物

- 登記事項証明書(登記完了証でも可)
- 土地の位置がわかる地図(公図でなくて結構です)

期 限

相続登記完了後、早めに手続きをしてください。

問い合わせ・受付窓口

農業振興課 23番窓口 ☎048-577-3298

市営住宅の手続き

◇ 市営住宅の入居者又は同居者が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

対象の方によって提出書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。

期 限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ・受付窓口

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 ☎ 048-577-6043

犬の登録事項変更について

◇ 犬の飼い主が亡くなられた場合は、登録事項の変更手続きが必要です。詳細は担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ・受付窓口

環境衛生課 25番窓口 ☎ 048-578-7332

浄化槽管理者の変更について

◇ 浄化槽の管理者が亡くなられた場合は、管理者の変更手続きが必要です。詳細は担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ・受付窓口

環境衛生課 25番窓口 ☎ 048-578-7332

水道・公共下水道・農業集落排水の手続き

◇ 水道・公共下水道・農業集落排水を使用している家庭で、使用名義人の方が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

持ち物

● 手続き方法については、下記受付窓口で電話でお問い合わせください。

期 限

早めに手続きをしてください。

問い合わせ・受付窓口

深谷市水道庁舎(岡部浄水場内)環境水道部お客様センター ☎048-577-7543

市役所以外での手続き(参考)

	項 目	手続き先	問い合わせ先
☐	運転免許証の返還	最寄の警察署	深谷警察署 048-575-0110
☐	普通自動車の名義変更・廃車等の手続き		埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 050-5540-2027
☐	軽自動車の名義変更・廃車等の手続き		軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 050-3816-3112
☐	バイク(125cc超)の名義変更・廃車等の手続き		埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 050-5540-2027
☐	銀行での相続関係・名義変更の手続き	ゆうちょ銀行の場合 最寄りの郵便局窓口	郵便局案内窓口
		その他銀行の場合 取引銀行	取引銀行の総合案内窓口
☐	保険関係の手続き(請求等)	労災保険 勤務先、または、管轄の労働基準監督署	勤務先、又は、管轄の労働基準監督署 熊谷 048-511-7002
		雇用保険 受給している公共職業安定所窓口	受給している公共職業安定所窓口 熊谷 048-522-5656
		生命保険 民間会社の保険 取引会社の営業窓口	取引会社のお客さま相談窓口
		かんぽ生命 最寄の郵便局保険担当窓口	最寄の郵便局保険担当窓口
☐	クレジットカードの解約等	各クレジットカード発行会社	各クレジットカード発行会社
☐	有価証券の名義変更等	取引証券会社	取引証券会社
☐	電気・ガス等の名義変更	管轄の事業所・営業所	管轄の事務所・事業所または お客さま相談室
☐	固定電話の名義変更等	取引会社	取引会社のお客さま相談窓口 (NTTは116センター)
☐	NHKの名義変更等	NHKフリーダイヤル窓口	NHKのフリーダイヤル窓口 0120-151515
☐	携帯電話の解約等	取引会社の店舗窓口	取引会社のお客さま相談窓口

その他の主な手続き

◇ 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	早めに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却する必要があります。
国民健康保険等への加入		故人の被扶養者だった方がいた場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金証書又は年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、受取人のマイナンバーが分かるもの、振込先口座番号がわかるもの 〈手続先〉 故人の勤務先を所管する年金事務所 〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には65歳から国民年金の老齢基礎年金も支給されます。

◇ 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の 死亡届出書	早めに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

相続に関する手続き

◇ その他の相続に関する手続き/相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期 日	備 考
☒	相続人の調査・確定	早めに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要となります。故人の本籍地の市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要」と請求して下さい。 ※途中で転籍されている場合は当該市区町村に請求する必要があります。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項 目	期 日	備 考
☒	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最終住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な手続きがあるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日までの間に所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 +600万円×法定相続人の数
☒	相続登記の申請	3年以内	相続登記の申請が義務化されました。不動産の所有者が亡くなった場合、不動産の所在地の法務局にて相続登記をしなければなりません。手続き方法や必要書類は法務局にご確認ください。

ご遺族メモ/家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を御覧ください。

ご遺族メモ/故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

発行 深谷市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年5月作成

